令和3年度

第21期第7回内水面漁場管理委員会 議事録

令和3年10月6日 三重県内水面漁場管理委員会

日時 令和3年10月6日(水)午前10時から11時54分まで

場所 三重県内水面漁場管理委員会委員室

議題

- 1 協議事項1 全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会提案項目 について
- 2 協議事項2 第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針について
- 3 その他(1)次回の委員会日程について

出席委員

浅尾和司 大瀬公司 中本恵二 笠見和彦 井上亜貴 *加治佐隆光 三 輪 理 河村功一* 金岩 稔 ※ 斜体 (Web 出席)

欠席委員

垣外 昇

事務局

事務局長林茂幸主幹増田健主査藤原由紀

行政

(三重県農林水産部水産資源管理課)

(漁業調整班)

副参事兼班長 南 勝 人 主査 明 田 勝 章

傍聴者

なし

計14名

○浅尾会長

それでは、ただ今から第21期第7回三重県内水面漁場管理委員会を開催します。

本日は委員総数 10 名中、当委員室への出席 6 名、Web による出席 3 名の計 9 名の委員が 出席していますので、委員会は成立しております。

委員会運営規定第 12 条に基づき、議事録署名者として井上委員、金岩委員にお願いします。

それでは協議事項1「全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会提案項目 について」を協議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局 (藤原主査)

資料1をご用意ください。

全国内水面漁場管理委員会連合会では、河川・湖沼における総合的利用計画や環境保全などの全国的な共通重要課題について解決方策を検討し、関係省庁に対して毎年提案を行っております。1-24ページが令和4年度提案項目の取りまとめスケジュールです。8月の第1回漁場管理対策検討会で決定された素案について、本日内容のご検討を行っていただき、3の中日本ブロック協議会(今年度は書面開催の予定)、において各県から出された意見について協議を行う予定になっております。1-23ページをご覧ください。提案項目作成にあたっての考え方が記載されています。「1要望すべき内容を精査するとともに、冗長な文章としない。背景を詳述するなど、文章が肥大化することにより、主旨がぼやけるおそれがあるため、簡単なものとすること。」、「2個別の事案は盛り込まない。広域的な影響がある、または全国的に普遍性がある事案について、提案項目とすること。」、「3提案した結果に対する評価を行う。成果が得られたものについては削除し、一定の成果がみられたものの、まだ課題が残る場合は、その点を具体的に記述し、提案すること。」、となっております。

1-1ページから1-22ページが提案項目の素案です。表の左側の欄が令和3年度の提案内容とそれに対する各省庁からの回答、右側の欄が令和4年度提案への修正等です。下線部が前年度から変更された箇所です。提案項目の大項目は昨年度と同じ7項目となっております。令和4年度の提案項目素案について、令和3年度の提案から変更している箇所について説明をします。変更は3箇所です。1つ目は1-10ページ、「W河川湖沼環境の保全及び啓発について」の小項目3で、小項目7と統合し、次のとおり文章を修正しています。「漁場管理上支障を来たしている河川内樹木については伐採に努めるとともに、高齢者や障害者を含め、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うこと。」。修正理由は、「番号3、7ともに河川の環境整備に関する提案であり、提案先も国交省のみのため、項目削減の観点から統合」ということです。2つ目は1-11ページ、同じ「W河川湖沼環境の保全及び啓発について」の小項目5番で、次のとおり修正しています。「オオカナダモ、ミズワタクチビルケイソウ、カワシオグサ等の異常繁殖は、河川湖沼の在来生態系への脅威となるのみならず、内水面漁協の妨げになるなど重要な課題であるため、これらの異常繁殖の原因究明及び効果的な駆除・防除方法の開発とその異常繁殖防止に努めること。」。修正理由は、「ミズワタクチビルケイソウはR2のアンケート調査において、オオカナダモに次

ぐ13件の被害報告があることから、種名を追加する。」、ということです。3つ目は1-17ページ、「V放射性物質による汚染対策について」の小項目2番で、次のとおり修正しています。「陸上への降雨等によって、放射性物質が河川湖沼に流入することによる影響を把握すること。」。修正理由は、「降雨等による放射性物質流入の影響は内水面漁業において引き続き懸念される課題であるが、住宅等の除染については、H30の環境省回答に面的除染は帰還困難区域を除き終了したとあり、今後除染による影響は少なくなるものと思われるため。」、ということです。提案項目に係るアンケートの依頼もきており、外来魚の生息状況や魚病の発生状況、河川の実態等について、県内にある24漁協に確認をしているところです。

事務局からの説明は以上です。

令和4年度提案項目の素案について、ご協議をお願いします。

○浅尾会長

ありがとうございました。令和4年度の提案項目素案の7項目について、何かご意見は ございませんか。

○金岩委員

1-23ページの提案項目作成にあたっての考え方で、1で冗長な文章としないと書かれている一方で、3では具体的に記述と書いてあり、内容が矛盾していると思うんですけどどうすればいいんですかね。具体化すると結構冗長化すると思います。あとアユの冷水病に関して委員の方々、特に漁業者代表の方にお聞きしたいんですけど、下げ止まっているという認識なのかどうか。本当に15年頃がピークだったのか、どちらかというとピークのまま平行移動していて、良くはなってないような気がしてるんです。私の認識だと、どんどん増えてはいってないけど、15年くらいからずっと一定の被害が出続けているように思うんですけど、その辺りどうですかね。

エドワジエラ・イクタルリ症に関しては、防疫体制構築の施策を継続的にと書いているんですけど、冷水病は書いてないんですよ。冷水病も防疫体制構築の施策を継続的に実施するべきだと思うんですけど。対策技術の開発はいいと思いますが、ワクチンは出来たとしても実際の種苗にどうやって使うのかという話がありますので、それよりはかかる事は仕方がない、かかったやつをどう河川に広めないか、もう広まっているやつをどう発生させないかという技術の方が大事なのかなと冷水病に関しては思います。農水省の回答もそれに基づいた回答になっていて、防疫体制を作ってくれという提案に対応する話には冷水病ではなってないと思うので、そっちの方が重要ではないかなと思います。

○大瀬委員

うちは毎年出ています。最近は少なく一時みたいなことはないですが出ます。

○中本委員

放流する量が少ないもんで冷水病にかからんかのかな、ダムからの遡上アユの方が健康 で強いもんで冷水病にならんのかなと思ってるけど、結構大きくなってるんで、冷水病は 減ってる感じですね。

○金岩委員

種苗放流量が減ってるから少なくなっているのかということであれば、天然水域での発生都道府県数が減っているからと言って、冷水病問題が解決していっているかというと、そうではないのかなという気がします。

○三輪委員

冷水病も含めて天然水域の魚病被害を把握する統計が無いんです。養殖業の場合は一応統計はとってるんですけど、アンケートによるもので大体2年遅れくらいに出てきますので、リアルタイムでどうなってるかは分かりにくいです。ただし、今回の要望とは別で、うちや農水省に冷水病対策に関する要望は各県から引き続き出ているので、全国的に見れば状況が大して変わらないのではないかという感触を持っています。ワクチンに関しては、注射すれば効くワクチンがあるんですが、アユの場合は相当小さい時にワクチン接種をしないといけないので注射では出来ないんです。残念ながら今のところ投与方法がないので実用まで至っていないという状況です。

○浅尾会長

ありがとうございます。感染の状況はそういうことですが、提案の表現の仕方はどうしますか。

○金岩委員

全国的な防疫体制構築の施策を継続的に実施するという部分を、冷水病とエドワジエラ・イクタルリ症の両方ともにかかるようにするといいかと思います。「エドワジエラ・イクタルリ症については、」の部分を削除すればいいと思います。

○浅尾課長

皆さんそれでよいでしょうか。

○委員

(異議なし)

○浅尾会長

それでは「エドワジエラ・イクタルリ症については、」、という部分を削除することでを 当委員会の提案とさせていただきます。

他にございませんか。

○事務局 (藤原主査)

先ほど冗長な文章とするなと言いつつ具体的に記述しなさいとあり、どうすればいいのかということですが、内水面は色んな課題が複雑に続いており、解決が難しい問題ばかり

ですので項目は増えがちです。全国的に問題になっている7項目で提案していますが、項目を増やすとなると喫緊なものや全国的に新たに問題になったものでないと難しいのかなと思います。小項目を減らすために統合したりしていますが、増える傾向です。色んなことを盛り込むことで長くなり要望が分かりづらくなるため、短くするよう言われています。具体的に記述することについては、毎年評価し、改善した部分は削除して問題を切り分け、残っている課題がわかるように具体的に書いてください、ということかと思われます。

○金岩委員

そうすると、先程のアユですと、発生都道府県の数を冷水病問題の解決の指標としていることがそもそも違うのではないかという点と、現実的に使えるワクチンの開発を行っていただきたいのが具体的な問題点だと思います。

○浅尾会長

その文言を入れた方がいいという提案でしょうか。

○金岩委員

いや、具体的に残っている課題はそういうことであると思うということです。ほとんどの文章が「3年度と同文」にしちゃいけないように思います。農水省とかいろんなところから回答が来ているんですから、残す以上は何か課題が残っているわけですよね。全部修正するとなると大変なことになると思いますし、スケジュール的なこともあるかと思いますが、冷水病に関して強いて課題を書くのであればそういうことかと思います。

○事務局 (藤原主査)

中日本ブロック協議会に三重県の意見を出す締切が 10 月 20 日となっており、修正するのであれば今日の協議で決めていただければと思います。

○浅尾会長

注射以外のワクチンが近い将来出来る可能性は現実的にあるのですか。

○三輪委員

ないと思います。それに関しては冷水病の問題が始まって以来ずっと言及されています。 エサでやってみたりとか、マイクロカプセルを使ってみたりとか、色んな方法でやってる んですけど注射以外の方法では有効なワクチンは出来ていなくて、もうアイデアが無くな って研究のしようがないというのが現状なんです。出来たとしても幾つかハードルがあっ て、まず製薬会社が作ってくれるかどうか、作ったとしてそれを漁業者や漁協さんが使っ てくれるかどうか。ワクチンが出来ても使わないというケースが結構あるんで、そういう ところまで考えると、現実的にそういうものを作ることに期待をかけるというのは、私は 無理かなと思います。

○金岩委員

そうすると、ある一定割合種苗生産場で冷水病が出たりとか天然河川で出たりっていうのは許容した上で、それがまん延しない仕組み作りの方が大事っていう認識であっていますか。

○三輪委員

そうですね、なるべく出ないようにするということ、まん延防止に力を入れるということですね。

○金岩委員

冷水病に対する対策マニュアルが農水省から出されてある程度広まっているにも関わらず、毎年三重県では少なくともどこかの河川で出てると思う。おとりアユを使わないと釣りが出来ないので他河川のおとりアユを持ち込むこと等がまん延の原因の1つだと思うんです。その禁止については、各漁協がやめてくださいという以上のことは出来てないんで、例えば農水省の方針等で罰則をもった形で何か出せれば良いですけど。そういった仕組みを作っていただけたら一定の効果は上がるんじゃないかなと個人的には思います。

○三輪委員

罰則は無理ですね、法律に基づいたものでないと出来ないので。今のところ法律に基づいて規制している魚病は特定疾病だけなんですよ。それ以外の病気に関してはそういう規制は無いんですよ。一旦特定疾病のように法律に基づいた病気にすると、その病気が出ると大事になっちゃうので隠蔽するとか情報を出さない方向にいっちゃうことが非常に多い。今のところ農水省でもそういう新たなカテゴリーを作るのは新たに法律を作るのとほぼ同義でありとんでもない作業になりますし、あまり罰則はいいアイデアじゃないと思います。農水省もなんとかしたいと思って今迄ずっとやってきてそれでも上手くいかないという現状で、こうやれば上手くっていうアイデアは無いんですよね。各漁協からの持ち込まないでくれっていうお願いレベルでやらざるを得ないっていうのが現状です。

○金岩委員

あまり具体的な提案があげれないということですから、先程の両方にかかるような文言 修正だけ出来ればいいんじゃないかと思います。

○浅尾会長

わかりました。

○金岩委員

あと、項目を増やすのは、今年いきなりは難しいと思うんですけど、漁協経営の改善について入れてもいいのではないかなと思います。大項目として、漁協経営改善方策の検討というのを。内水面漁場管理委員会が出すべきかということもありますけど、内水面漁業における大きな問題点の1つは内水面漁協がどんどん潰れていってしまってることだと思

うので、大項目として入れてもいいのかなと思います。来年度の検討という形でお願いします。

○浅尾会長

はい。それでは金岩委員が言われました漁協経営の改善を大項目に入れたらどうか、という意見もあったという記録をお願いします。

他によろしいですか。それでは協議事項1につきましては、魚病対策についての提案の 文言の変更を提案するものとします。

続きまして、協議事項2「第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針について」を 協議します。事務局から説明をお願いします。

○事務局 (藤原主査)

資料2をご用意ください。

目標増殖量の取扱方針について、前回の委員会で意見が出た、経年で漁協経営状況が分かる資料について、経営班にも相談したところ、決算書の保存期間は5年でしたので、把握出来ている範囲で各漁協の純資産の値を指標としてグラフにしました。

2-1ページと2-2ページをご覧ください。個別の漁協名は出していません。単位が大きい2つの漁協に合わせて縦軸の目盛を揃えると他の漁協が一直線で低い所を横這いというグラフになってしまったため、縦軸の目盛はバラバラですが拡大したものが2-3ページと2-4ページのとおりです。今ある漁協の他に平成19年度以降に解散された4つの漁協もこの中にあげています。トータルの純資産の推移については、漁協によって大きな差があり、個別に見ると下がっている所が多いですが経営改善をした、何らかの収入がある等で上がっている漁協もあるという感じでした。

2-5ページ以降は、前回の資料をそのままつけています。同じものなので説明は割愛させていただきます。

説明は以上です。

○浅尾会長

目標増殖量の取扱方針について何かご意見はありますか。

○加治佐委員

2-4ページで、縦軸がマイナスの組合が2つあるんですが、マイナス200万円とかマイナス300万円と毎年なっている実態があるという解釈でよいんでしょうか。

○事務局 (藤原主査)

はい。

○加治佐委員

2-4ページの 15 番の漁協はそれ位赤字を出してるということですね。桁が大きいので気になりました。

- ○事務局(藤原主査) 毎年赤字というか、純資産の推移の値です。
- ○浅尾会長 これは解散した漁協も入っとるんですね。
- ○事務局(藤原主査)はい。15番は解散してないですが。
- ○加治佐委員資産が毎年減っているということですね。
- ○事務局(藤原主査)最近盛り返しているとは思うんですがマイナスですね。
- ○浅尾会長 15番は平成30年と令和元年でちょっと盛り返していくという感じですね。
- ○加治佐委員会社のイメージでいうと赤字が膨らんでいってるような感じですね。

○金岩委員

大事なことは県の全体で平均的に見てという話ではなく、経営状態が悪い漁協が漁業権 の更新時にもう解散するという決断にならないような、ある程度未来を持てるような目標 増殖量にこの数年でしたいと思っています。そうしないと実際に解散を検討している漁協 が、僕が聞いてるだけでもいくつかあります。次の更新時にはもう免許更新をしないこと を検討し出してる漁協がみえます。これは義務放流ですから、単に減少させることも出来 ないのも一方で理解しています。1つの案として、漁協に提示する時に、漁協から今年の 放流は厳しい等の意見をきちんと上げていただけたら再検討できますというコメントを付 けた上での提示にするべきだと思っています。そうすることで、経営が苦しいと感じてい る漁協に関しては、赤字を変えることができると再認識していただけるかと思います。あ と、この放流量の決定の構造的な問題として、天然遡上量が全く考えられていない点があ ります。天然遡上があった場合には、この計算の目標増殖量の放流をしてしまうと天然の 生息分を奪ってしまう分の放流が行われることになります。天然遡上のある河川に関して は、少なくとも天然遡上割合みたいなものをここに減じる形で掛けたものを目標増殖量に するべきかと生態的にも水産学的にも思います。天然遡上量を概算値で把握出来ている河 川もあると思います。今使っている色んな値も平均値であって三重県の全ての河川に妥当 な値であるか少し疑わしいような値も入っている訳ですし、平均値等を使えば、例えば天 然遡上が今3割位いるというのであれば、そのまま3割減にしてもいいと思うのでそうい ったことを考慮できる仕組みを来年度に向けて検討していただけたらと思います。

○浅尾会長

事前協議を行う場合に、異議があれば見直すことが出来るというようなメッセージは出 してるんですかね。

○事務局 (藤原主査)

入れることはできます。令和4年4月1日からの目標増殖量については、3月には公示をしないといけないことになっています。例年では積算した値について1月頃各漁協に意見照会し、3月に委員会で最終決定しています。目標値を変えられますよと意見照会時に書くということでしたら、スケジュール的なこともあるので、生息できる場所がない等放流できない事情を書いてみえるので、どういうふうに減らしてあげられるのかを予め相談しておいていただけるとスムーズにいくと思います。

○金岩委員

例えば今アユの漁場として使用している瀬の面積というのがあるんですが、面積の定義が割と曖昧で、漁業権の範囲内の全ての瀬の面積となってると思うんですけど、実際に漁業にそれが利用されている瀬は全部じゃないですよね。広大な漁業権がある中で組合員とか遊漁者がそんなにいない場合には全ての面積は使われていないので、そのままの面積を使うのは妥当ではないという判断を漁協がして何割位と言った場合は、入れられるのであればここに何割と入れたらいいと思うんですよ。

○事務局 (藤原主査)

漁場として使用している瀬の面積はだいぶ前の調査ですので、実態とだいぶ離れてきてると思います。これは1回全漁協に確認した数字ですので、根拠がないわけではないんですが、最近の河川の状況とずれてきているというのはあると思います。例えば具体的にこの部分はもう生息できない、放流できない等を個別に図面等で示していただくのでしたら可能かなとは思います。

○金岩委員

漁業権としてはここからここの範囲という形でしか設定出来なくて、生息できない部分や漁業的、遊漁的に使用されていない部分について細かくここはいりませんというわけにもいかないと思うんで、そういった所を除いていただければ漁協として実際に使っているアユの生息場所の面積に近くなるのかなと思いますので、そういう改善はやってもいいかなと思います。特に過去に漁協の合併とかがあったところだと、かつてはそこは使ってたが1つになったことで使いやすい所を使う等で、過大化してしまっている面積もあるんじゃないかなと思います。意見をいただくという形で照会をしたら、ピンポイントで聞けるのかなと思います。

○浅尾会長

鵜の防除なんかが大変で、ここへ入れても全部鵜に食われてしまうという部分もありますので、そこは勘案するべきかなと思います。

○事務局 (藤原主査)

個別的に全漁協を回って直接伺うことは難しいですが、申し出ていただいたところを検 討するということでしたら従来のやり方ともずれていませんし、できると思います。

○事務局(林事務局長)

内水面のは免許は増殖がセットですので、漁場に適さないところを外す場合、あまりぶつぶつと区域を切ってしまうと免許との整合はいかがでしょう。

○水産資源管理課(南副参事兼班長)

免許については、年度内に一度要望等聴き取っていきたいと思ってるんですけど、明らかにもう全然使ってないからここをごそっと抜くという形になると、免許をその部分はもう出せないかなって話にもなるので、そこは現状を聴き取らせていただいて、正確にどうやったら出せるのかということも合わせて検討しながらやっていかざるを得ないかなとは思います。

○金岩委員

面積に対する組合員数の割合とかで考えると、同じ面積であってもそこに対する使用圧が変わってきます。毎年1人しか入らない所と10人入る所に本当に同じ増殖義務を設定しなければいけないのかということです。凄くゆるい漁獲圧しかかけられない所であるならば、目標増殖量はそんなに高くなくても影響は与えないですよね。この義務は再生産可能な資源をずっと残していくことが目的ですから、薄く使っている所はそこを減らしてもいいんじゃないか、使う頻度が低いところは頻度の低い分だけの乗数を掛ければと思います。

○浅尾会長

そのデータを出す調査が難しいですわね。

○金岩委員

漁協からの申告で、全然使ってない訳ではないけど使用頻度の低い面積を出していただく形でやれば漁業権との整合もとれるのでは。仕組みを変更できればいいんですけど時間的にもこの会議の頻度的にもそれを合議するのはおそらく難しいと思うんで、妥協策として各漁協へのアンケートとしてうちの漁協は使用頻度が高くないというような面積を申告してもらう形でやればいいんじゃないかなと。例えば遊漁者があまり入っていない漁場の面積等を出していただいてもいいのかなと思います。組合員は使ってるけど遊漁者はあまり使ってない面積分は少し減らしたり。そもそも放流量に対して組合員の行使料を入ずに遊漁収入でというところにも矛盾がありますよね。組合員の行使料が入っていないのであるなら、面積も遊漁者のよく使う面積にしてもいいのかなという気はします。

○浅尾会長

来年の増殖量の案も決めていかなければならない時期となってきています。基本的には 一律に何か調整するということではなく、個別に対応すればよいのではないかと思います。 令和2年度で見ても、カツカツの所が3漁協ありますけども、実放流量は目標増殖量を上 回っている漁協が多いです。漁協は放流量が集客量に比例するという考えで、なるべく体 力の限界まで放流量を増やしたいと思っていると思います。新型コロナの影響については、 遊漁料収入は令和2年度増加した漁協が多く顕著に現れていないという状況で、協力金が 令和3年度から禁止となったことについては影響が今年度の決算でこれから上がってくる と思いますが今のところ令和2年度は協力金の影響はないと考えられます。そのため個別 に異議の申し立てがあれば対応していく、漁場としてあまり使ってない等の箇所にヒヤリ ングや現地調査等をして個別に救済することもできるかと思います。あと、現在の増殖調 整係数 0.1 から 0.5 までの 5 段階だと、遊漁料収入が上がり 0.1 から 0.2 になると放流量 が倍になってしまうので、0.1、0.15、0.2等少し細分化してはどうかと思いますが、いか がでしょう。あと、算定に用いているあゆの増殖費用について、分母が増殖費用、分子が 遊漁料ですが、養殖費用の範囲が今は明確になっておらず輸送費や放流時の手当等を入れ ているところと入れてないところがあるようですので、公平さを保つ意味でも種苗放流以 外の増殖費用の範囲を漁協に明示して、全部の漁協が同じような基準で出してくるように してはどうかと思います。放流時の輸送費や人件費以外に、カワウ防除のための糸張りや 追い払いの費用、草刈や掃除、ゴミ拾い等の漁場の整備、漁場のパトロール監視も漁場環 境の保全に含まれると思うので、そういう項目も入れてはと思います。ヒヤリング等行い それらを入れれば、分母が大きくなり調整係数を少なくできるのではないかなと思います。 カワウの防除等は補助金が出ている場合がありますのでその補助金の分は控除する形で基 準を設けたらどうかなと思います。皆さんいかがでしょう。

○金岩委員

細分化は0.05からスタートですか。

○浅尾会長

0.1 は 10%ですので、それより下げて限りなく 0 に近くなることは避けた方がいいのかいなと思うんですが、どうでしょうね。

○金岩委員

0.05 刻みにするのであるならば、0.05 スタートでいいんじゃないかと僕は思います。0 から 10%ということは、遊漁料収入が 1.8%等ほぼ無いわけですし、そこの増殖義務はそんなに高くなくてもいいのかなという気はします。目標増殖量よりも多く放流しないと組合員が納得しないというのもあると思うんですけど、厳しい漁協だと、目標増殖量が下がるのであれば総量を下げられるけど、目標増殖量も下がってない場合は今までどおりの放流をしないと組合員に説明がつかないというところもあると思うんですよ。超えた量を放流し続けられるかというと、多分厳しい漁協さんではそうではないと思うんです。目標増殖量を下げてあげれば自由度が増すし、組合員にも今年の目標増殖量が下がったんで減らしてくれということも言えると思うんですよね。そういう意味では目標増殖量は可能な範囲で下げてやることで漁協は生き残りやすくなると思うんです。遊漁者に来ていただくために放流量を維持したい漁協も沢山あるのも理解していますし、そういう漁協は目標増殖

量が下がってもたくさん放流するのでそれはそれでよいと思います。目標増殖量があるからそれより少し多い量を放流することになっている漁協のために、調整係数のスタートを0.05にしてもいいかなと思います。

○事務局(林事務局長)

色々な話が出ましたので、あゆの目標増殖量の算定方法について再確認したいと思いま す。 2-11 ページにあるように、免許を受けた河川の平瀬と早瀬の面積にあゆが $1 \text{ m}^2 0.6$ 尾くらい縄張りを作る尾数を出し、放流してから釣りが出来るまでに死んでしまうものも いるため生残率等を掛けて科学的にその川に棲める総量を求めています。それにあゆの遊 漁料収入の平均をあゆの増殖費用の平均で割った増殖調整係数 0.1 から 0.5 を掛けていま す。0.1 ですとその川に棲める10%の放流でいいということになります。天然遡上につい ては過去の委員会で検討がなされており、先ほど三重県内でも天然遡上の割合が分かる河 川もあるということでしたが、当時は把握することが出来ないということから天然遡上が 半分位はあるであろうということで係数を 0.5 で頭打ちとし、残りは天然遡上分とし、川 に棲める魚の最大半分を放流でまかないましょうとしたと聞いています。あと、目標増殖 量の算出方法は、あゆとあゆ以外の魚種で計算方法が異なります。平成 18 年以前はあゆも その他の魚種も全て一緒でしたが、科学的にできないかということであゆについては途中 で変えた経緯があります。0.1 より下の、例えば 0.08、つまり 8 %の放流でいいというや り方ですと、先程のあゆ以外の算出方法で計算した数値を下回ってくるようになります。 あゆ以外の計算式よりもあゆの方が下回るのですが、バランス的にはどうでしょうか。な お、先ほどの会長の提案の中で、あゆの増殖費用には種苗放流以外の増殖行為に係る経費 も含むとしているが、何をもって増殖行為とするか分からないので明確にしてはという件 については、2-11ページの一番下の※についての提案です。以上です。

○金岩委員

櫛田川と大内山川の今の放流個体と天然個体の比率については、櫛田川の場合は汲み上げをしている関係上、遡上数を把握していて、大内山は我々も調査しています。ただ、今の天然割合は放流がなされている中での天然割合なので、放流個体と天然個体の競争が無ければ天然個体はもっと多いかも知れないんですね。今の天然割合の値はそもそも過小だと思います。それで計算しても3割から5割位が天然個体ですので、この0.5はちょっと高すぎると思う。天然個体だけで漁場の面積のあゆを十分維持出来るのであれば、今の漁獲圧だったら放流がなくてもこの個体量を維持することは可能な訳です。そういった中で、頭打ちの0.5の値がおそらく高すぎると思うんですよ。これは我々の調査の数河川でしかないから、これが三重県全域かどうかは分からないですが、この値をもって天然遡上割合にするのはちょっとおかしいのではないでしょうか。宮川上流みたいに天然遡上が全く無いところにもこの値は使われており、天然遡上が無いところにも有るところにも同じ頭打ちの値を使われているので、この値で天然遡上を考えていますよっていうのは理屈に合わないかなと思います、あくまで1つの意見ですが。あと、0.08が従来の経費的に考えた値よりも低くなても問題は無いと思うんです。それで0.05がダメだという理由にはならないと思います。

○事務局(林事務局長)

同じ計算方式を過去はあゆでやっていたので、0.08 になると過去の目標より低くなるのでどうなんでしょうね。

○金岩委員

別に下がってもいいんじゃないかなと思います。過去の状況と今の状況は異なるわけですから過去よりも目標増殖量自体を下げておいた方が漁業権の維持等が合理的にできるのではと思いますし、過大な漁獲圧で個体量の維持が困難になることはきっと無いと思います。組合員数も遊漁者も少なく遊漁料収入も低いはずですから、そういったところが低い目標増殖量になること自体は、義務放流の元々のコンセプトから考えても低すぎる値にはならないと思います。遊漁料収入が0から10%ということはほとんど遊漁者が入っておらず、あゆもそんなに獲られてないわけでですから、そんなに頑張って放流しなくてもあゆに多大な影響は出ないかと思います。義務放流については、漁業をすることによってその個体群に多大な影響を与えてしまうのを保障するために放流しなさいというのが元々の漁業法のコンセプトですので、それが十分に確保出来る放流量であるならば問題ないかなと。これが必ずしも科学的にすごく正しい値とは思ってはないですけど、それだけ遊漁者が少ないところだったらそれでもいいんじゃないかなと思います。本当は面積に対する組合数の割合等も考慮するべきなんでしょうけど、大幅な変更が必要になってきます。この方式でいくのでならば、最初の値を0.05にしたって別に問題はなかろうかと。

○加治佐委員

増殖量の算定方法がやや科学的であるのに対して、それ以外の魚種の算定方法は経験的な漁協からのデータだけで目標増殖量を決めていくっていうやり方なんで、要は放流量を急に変えないことなんじゃないかというのが私の受けとめ方です。組合の蓄積された経験の中で沢山放流する場合には問題なく動くが、組合の方で少なくてもいいんじゃないかという判断で減らそうとすると、ルール違反のところが出てくるということなんじゃないかなと思うんですね。やや優れてるのはあゆについての計算方法なんでしょうが、あゆ以外の計算方法のコンセプトを尊重するなら急にはシフトさせない、例えばさっきの係数が0.05とかっていうのも急にはシフトさせずに、徐々に2、3年かけてルールを変えていくというような流れを作ってもらえばあゆ以外の魚種についての計算方法をないがしろにしたことにはならないんじゃないかな。

○事務局 (藤原主査)

係数はかつて 0.1、0.3、0.5 だった時もあり、今は 0.1、0.2、0.3、0.4、0.5 です。係数細分化の議論はこれまでもありましたが、実際多くの漁協で目標よりも多く放流しているので細分化には至っていません。ただ、状況もかつてルールを決めた時とは変わってきていますし、経営が苦しく目標値ぎりぎりまで放流量を落としてきているという話を漁協から聞いたこともありますので、細分化するのは良いと思います。ただ、0.01 とかですと限りなく 0 になってくるので、急激に増減させないためにならすのと、0.15 があるから0.05 を作ってというのは一緒のレベルではないのかなと思います。会長の先ほどの話で、

沢山放流しようと思っている漁協も多いので、全ての漁協の目標増殖量を一律に減らすのではなく個別に厳しいと申し出たところに対応してはという話もあったことですし、係数を0.1以下にするとほぼ全ての漁協の目標増殖量が減るので良いとは思うんですが0.05にする根拠がちょっと足りないのかなとは思いますけれど。

○金岩委員

そうすると、そもそもの0.1の根拠がないと議論できないと思いますね。

○事務局 (藤原主査)

そうですね。その辺の値の根拠も調べさせていただければなとは思いますが。

○浅尾会長

0.1 と 0.5 の間を 0.05 刻みで細分化し、激変の緩和を行うことでどうですか。

○金岩委員

0.1 に確たる根拠が無かった場合は 0.05 に変更しても問題ないという理解でよろしいですか。例えば、単に 0.2 刻みにしてたから 0.5 をマックスにした時に 0.3、0.1 としたとかであれば別に 0.05 にしても構わないと思いますが、そういう理解でいいですか。

○事務局 (藤原主査)

そこは委員のみなさまで決めていただければと思います。

○金岩委員

0.1 から 0.05 刻みで 0.5 までというのは、今の時点での合議としてはいいと思います。

○浅尾会長

それではこの来年度の目標増殖量の算定につきましては、私が提案させていただきました方向で具体的に算定をしてから検討したいと思いますが、皆さんよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○浅尾会長

ありがとうございます。

○金岩委員

あと、分母の金額についてはカワウ対策とかも入れるんですか。今の方針にあゆの増殖 費用には種苗放流以外の増殖行為と書かれてますが、増殖行為に入る内容が明確ではない ですよね。カワウ対策等の害鳥、害魚対策も入るのであれば、この文面についても何か通 達するべきだと思うんですけど。

○浅尾会長

そうですね、それについては来年度検討してはどうでしょう。カワウ対策には補助金が出ているので、それは控除しなければならないだろうと思います。令和5年度の目標増殖量として、今後引き続き、何を増殖費用として入れるか検討したと思うのですが、いかがでしょう。

○事務局 (藤原主査)

では天然遡上の平均値や増殖行為の経費に何があたるかという話については、来年度以 降の検討課題という認識でよいでしょうか。

○金岩委員

それでいいと思います。

あと書き方で、例えば 79. ○%の場合どちらに入るのか明記されていないので、未満以上の書き方に直してください。

○事務局 (藤原主査)

分かりました。

○浅尾会長

はい、それではその方針でよろしくお願いします。 それでは、その他事項(1)「次回の委員会日程について」、説明をお願いします。

○事務局 (藤原主査)

次回委員会

11月中下旬 10時から 場所未定

議題 (予定)

第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針について(協議)

○浅尾会長

以上で本日の議案審議は終了しました。これを持ちまして委員会を閉会いたします。